松山国際観光客誘致推進協議会
外国人旅行者送客助成金交付要綱の運用についてのＱ＆Ａ

令和７年７月２４日

＜申請手続きについて＞

Ｑ１．　手続きの概要は？

Ａ１．　次のとおりです。

（１）申請者は、ツアー出発日（以下、「出発日」とする。）の１４日前までに、次の書類をメールで提出してください。

①助成金交付申請書（様式第１号）
②旅行行程表（予定）
③参加予定者名簿

（２）申請に必要な書類に不備がない場合、協議会から助成金交付決定通知書（様式第２号）を通知します。

（３）申請者は、ツアー終了の翌日から３０日以内（または、翌年度の４月１０日のいずれか早い日まで）に、次の書類をメールで提出してください。

①助成金実績報告書（様式第５号）
②旅行行程表（実績）
③参加者名簿
④宿泊証明書
⑤搭乗したことが分かる証明（e-ticket の写しや搭乗証明など入出国の履歴が分かるもの）

（４）内容を審査し、協議会が適切と認めたときは、交付確定通知書を通知します。

（５）申請者は、助成金請求書（様式第６号）を提出してください。

※請求書の受付は、手数料の負担削減のため、９月、１１月、翌年２月、４月となっています。
※申請者と助成金振込先が異なる場合は、委任状が必要です。

（６）適正な助成金請求書を受理後、１０月、１２月、翌年３月、５月の月末までにそれぞれの請求分を合算して入金します。

Ｑ２．　１４日前の時点で人数が確定していない場合の申請人数はどうすればよいか？

例えば、１４日前の時点で参加予定人数は１０名だが、出発の前日まで商品を販売するため、人数が増える見込み。何名で申請することができるのか？
また、出発日時点で１５名の場合は、１５名分の助成金がもらえるのか？

Ａ２．　１４日前の時点で確定している人数（参加予定者名簿で提出した人数）を上限に申請することができます。

また、１４日前の時点で提出された書類等をもとに助成金額を決定しますので、出発日時点で参加人数が１５名であっても、助成金額は１０名分となります。

Ｑ３．　すでに交付決定を受けたが、人数が増えた場合、変更（増額）できるのか？

Ａ３．　出発日の１４日前までに中止申請後に再申請を行うことで、助成金の増額（申請人数の増）は可能ですが、交付決定は、再申請をいただいた時点で行います。

Ｑ４．　出発日は６か月後だが、申請することはできるのか？

Ａ４．　申請日時点で確定している人数（参加予定者名簿で提出した人数）で、申請することができます。
※多くの方に適切に利用いただくため、不確かな見込みでの申請はご遠慮ください。

＜申請条件について＞

Ｑ５．　松山空港の国際定期路線を利用している場合は助成金の対象外なのか？

Ａ５．　松山空港発着の国際定期路線を<u>片道利用する場合</u>は対象となります（往復利用は対象外）。
※チャーター便による渡航は松山空港発着の往復利用でも対象となります。

Ｑ６．　期間増便の臨時便を利用した松山空港発着のツアーは助成金の対象となるか？
（例）松山－台北線　エバー航空　６月２８日（土）～８月５日（火）の火・土の臨時便

Ａ６．　期間増便などの臨時便については、定期路線とは扱わず、松山空港往復利用でも対象となります。

Ｑ７．　申請の期限はいつか？

Ａ７．　旅程の対象期間は、令和７年５月１２日（月）から令和８年３月３１日（火）までとなっています。

しかし、申請手続きは、出発日の１４日前までとなりますので、令和８年３月１６日（月）までが申請期限になります。
なお、交付申請額が本事業の予算総額に達した時点で、対象期間を問わず募集を終了します。

Ｑ８．　旅行催行人数が２名以上ないと助成金の対象とならないのか？

Ａ８．　お見込みのとおりです。
申請日時点で確定している人数（参加予定者名簿で提出した人数）が２名以上に満たない場合は、対象となりません。
また、交付決定後であっても、参加人数の減少などで実績報告時に、２名に満たない場合も対象となりません。

＜助成金額について＞
Ｑ９．　出発日の６カ月前に２０名分申請し、２０名分の交付決定がなされた。
出発日の１カ月間前の時点で１０名追加となり、３０名でツアーを行うことになった。どのような手続きが必要か？

Ａ９．　出発日の１４日前までであれば、すでに決定した内容について中止申請した後に交付の再申請が可能です。
手続きは次のとおりです。
（１）申請者は、出発日の１４日前までに、次の書類をメールで提出してください。
①助成金変更・中止承認申請書（様式第３号）
②人数変更を行った助成金交付申請書（様式第１号）
③旅行行程表（予定）
④人数変更を行った参加予定者名簿
（２）申請に必要な書類に不備がない場合、協議会から助成金変更・中止承認通知書（様式第４号）及び人数変更後の助成金交付決定通知書（様式第２号）を通知します。

Q10.　助成金額の増額を伴わない変更があった場合は？

A10.　助成金額の増額を伴わない宿泊施設や行程等の変更があった場合の手続きは次のとおりです。
（１）申請者は、次の書類をメールで提出してください。
①助成金変更・中止承認申請書（様式第３号）
②旅行行程表（予定）
③その他会長が必要と認める書類
（２）協議会から助成金変更・中止承認通知書（様式第４号）を通知します。